

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年5月1日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：フィリピン 担当：地球環境部  
案件名：メトロセブ水道区上水供給改善計画準備調査  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年7月上旬～2014年2月下旬

2 参加要件

海外における上水道に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月15日から2013年5月17日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月15日から2013年5月20日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年5月31日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 6月中旬

(5) 契約交渉 : 6月下旬～7月上旬

5 業務の目的

フィリピン国（以下、「フ」国）第2の都市圏であるメトロセブにおいては、「フ」国でも最大規模の上水供給エリアとなる8市町においてメトロセブ水道区（Metro Cebu Water District、以下「MCWD」という。）が上水供給サービスを担っており、2012の接続栓数は約14.6万、配水量は13.4万m<sup>3</sup>/日となっているが、MCWDの給水率は約40%に留まっており、MCWDの給水を受けていない需要者は、自己水源として地下水を利用していることが多い（民間水道事業者も存在するが、そのシェアは数%に過ぎない）。しかし、開発調査「セブ都市圏上水道及び衛生改善計画調査」（2010年）においても、地下水開発は涵養量や塩化のリスクを考慮すると限界に近づいていることが指摘されている。今後セブ都市圏の経済発展により増加が見込まれる水需要に水供給量が追いつかない恐れがあり、それが原因で経済発展を抑制する可能性がある。それを防ぐため、水道サービスを拡張していくことが求められており、MCWDによる給水区域を拡大する必要がある。また、MCWDの水源は80%以上が地下水であり、現在の水道施設は管路を敷設し水圧が不足する区域には新たに井戸を掘削して接続するという対応で拡張されてきており、主たる水源となっている118本の井戸のうち約半数の51本は配水池を経由せずに直接配水管網に注水している。そのため、需要の変動に追いついた運転管理が困難で水圧が安定せず、需要の多い時間帯の水圧低下や、夜間の高水圧による漏水の発生などの問題が生じている。また、これら多数の散在する井戸や配水管網のバルブを手動で操作しており、常駐の管理者もいないため、停電発生時の井戸の再起動には各井戸を担当者が回って2時間をかけているなど、断水が長引くこともあり、適時の運転管理ができていない。水圧のアンバランスにより、一部の高台地区では、24時間給水が達成できておらず、給水サービスの改善が課題となっている。これらのことに関して、需要者からMCWDへの苦情が数多く寄せられている。

これらの課題に対応するため、MCWDは2020年を目標年次とする経営計画である「2020plan」を策定中であり（2013年6月頃完成予定）、給水率を2020年までに66%（商工業用接続80%、一般家庭用接続60%）まで引き上げることや、全地域における24時間給水の実現、無収水率（2012年時点で27.5%）の低減、給水圧や水質の改善等が目標として掲げられる予定である。

MCWDには、配水管網内の給配水状況を適時適切に把握する体制が整っていない状況にあるが、給水を安定化しつつ、給水区域を拡張していくためには、配水管網の水圧を均等化するよう、井戸の運転をコントロールする必要がある。また、それにより漏水を削減し、無収水率を低下させることも可能となる。MCWDはこのような考えから、主要水道施設に流量計・水圧計・水質計等を設置し、中央監視室で常時モニタリングすることで最適な給配水を可能にするSCADA（Supervisory Control And Data Acquisition）システムの導入と井戸運転の自動化を目指して検討を行っている。2013年の計画としては、本庁舎と5か所の支所を結ぶ通信幹線を設置する予算として1,000万ペソが承認されているほか（年内に完成予定）、20か所の流量計・水圧計に3タイプの機種データのデータロガーを取り付けて比較検討を行うなどの取り組みを行っている。SCADAの導入は、前述の開発調査においても優先的に取り組むべき改善として提案されている。

JICAはこれまで、円借款「産業公害防止支援政策金融事業（）」（1999年度承諾）により設備投資のための中長期資金の融資を行ったほか、上述の開発調査により2015年を目標年次とする短期的な上水道整備と衛生改善計画の策定を支援しており、さらに横浜市水道局の支援を得つつ、円借款附帯プロジェクト「メトロセブ水道区水道事業運営・管理技術支援」（2012～2013年）によって無収水率の引き下げや24時間給水の実現のための技術支援を実施した。

上述の状況を踏まえ、MCWDはSCADAの導入に係る無償資金協力「メトロセブ水道区上水供給改善計画」を要請したいとしており、2013年3月に行われたコンタクトミッションにおいて、その意向が確認されている。本調査は、コンタクトミッションの結果を踏まえ、概略設計と事業費の積算を行うものである。

なお、SCADAシステムは、MCWDの水道事業運営・管理技術の向上のための一環として、導入を計画しているものである。我が国の水道事業運営・管理は主に地方自治体または地方自治体が設立した法人等（以下、「自治体等」）が担っているため、本プロジェクトにおいては、自治体等有するノウハウの活用を検討する。

## 6 業務の範囲及び内容

### (1) 業務対象地域

セブ都市圏

### (2) 相手国関係機関

メトロセブ水道区（Metro Cebu Water District : MCWD）

### (3) 業務内容

- ア プロジェクトの背景、目的、内容の確認
- イ 先方の上位計画、事業計画、本プロジェクトの位置付けの確認
- ウ MCWDによる既往及び実施中の取り組みの確認（通信幹線の整備等）
- エ 無償資金協力の意義（妥当性）、範囲、基本構想、プロジェクトコンポーネントの検討
- オ 他開発パートナーの援助動向の確認
- カ プロジェクト実施及び運営・維持管理体制の検討
- キ 配水管理の現況と課題、将来構想の確認、給水条件の悪い配水ブロック（DMA）の確認
- ク 優先的なモニタリング対象施設の特定、設置する設備のスペック、対象エリア、監視項目等に係る代替案比較、優先度の検討
- ケ サイト状況調査（センサー取り付け場所の確認、用地の確認、洪水による水没リスク等留意事項の確認、既存計器類の仕様、等）
- コ 通信状況（通信速度、通信仕様、回線状態、信頼性、セキュリティ等）、電気事情等調査
- サ 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコン等）
- シ 施工計画、調達計画調査（関連法規等）
- ス 先方負担事項（税金負担、各種許認可、用地取得等）に係る検討
- セ プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集
- ソ その他の配慮事項等の調査
- タ プロジェクト内容の計画策定、概略設計
- チ プロジェクトの対象施設及び機材の維持管理計画策定及び留意事項の提言、ソフトコンポーネントに係る検討、技術協力に係る検討
- ツ プロジェクトの概略事業費の積算
- テ 事業費等の開発パートナー比較
- ト プロジェクトの評価

## 7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年 7月上旬)
- (2) 現地調査結果概要 (2013年 8月下旬)
- (3) 準備調査報告書（案） (2013年11月下旬)
- (4) 概略事業費（無償）積算内訳書 (2013年11月下旬)
- (5) 機材仕様書案 (2013年11月下旬)
- (6) 概要資料 (2014年 1月上旬)
- (7) 準備調査報告書 (2014年 2月中旬)
- (8) 機材仕様書 (2014年 2月中旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任 / 上水道計画 (評価対象予定者)
- (2) SCADAシステム設計 (評価対象予定者)
- (3) SCADAシステム運用
- (4) 配水管理
- (5) 電気通信
- (6) 施工・調達計画 / 積算

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年3月にコンタクト・ミッション派遣済み
- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。